6　法令審査調整官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち法令案の審査に係る調整に関する事務に従事する。

7～14　［略］

（資産運用高度化室等及び金融企画管理官等）

第三条　総合政策課に、資産運用高度化室、金融サービス利用者相談室及び社会環境金融室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、研究官五人及び金融行政相談官一人を置く。

［2～7　略］

［項を削る。］

［項を削る。］

8～10　［略］

（主任統括検査官等）

第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官二十二人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百十一人（うち百七十七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　略］

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官四人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十四人、専門検査官十四人、証券検査官百五十七人（うち百四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十三人（うち百十七人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百六十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

［項を加える。］

6～13　［同上］

（資産運用高度化室等及び金融企画管理官等）

第三条　総合政策課に、資産運用高度化室、金融サービス利用者相談室、社会環境金融室及びフィンテック室並びに金融企画管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、研究官五人及び金融行政相談官一人を置く。

［2～7　同上］

8　フィンテック室は、総合政策課の所掌事務のうち金融庁の所掌に係る情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画及び立案その他の施策に関する事務をつかさどる。

9　フィンテック室に、室長を置く。

10～12　［同上］

（主任統括検査官等）

第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官七人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官五人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十四人及び金融証券検査官三百七人（うち百七十三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［2～8　同上］

（総括調整官等）

第二十三条　委員会の事務局に、総括調整官一人、主任情報技術専門官一人、情報技術専門官三人、主任証券取引審査官五人、証券取引審査官五十一人（うち二十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、インターネット審査官七人、主任国際専門審査官一人、国際専門審査官四人、統括検査官六人、特別検査官二十四人、専門検査官十四人、証券検査官百五十七人（うち百四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括調査官三人、総括証券調査官二人、主任証券調査官十六人、証券調査審理官一人、証券調査官百八十六人（うち百十五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、証券調査指導官二人（検察官をもって充てるものとする。）、特別調査管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括特別調査官三人、主任証券取引特別調査官十五人、証券取引特別調査官三百二十一人（うち二百六十四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、主任国際専門調査官一人及び国際専門調査官二人を置く。

［2～25　同上］